

薬価制度の抜本改革について(その6)

④薬価調査について

基本方針において示された課題

➤ 薬価制度の抜本改革に向けた基本方針（平成28年12月20日）

1. 薬価制度の抜本改革

(2) 市場実勢価格を適時に薬価に反映して国民負担を抑制するため、全品を対象に、毎年薬価調査を行い、その結果に基づき薬価改定を行う。

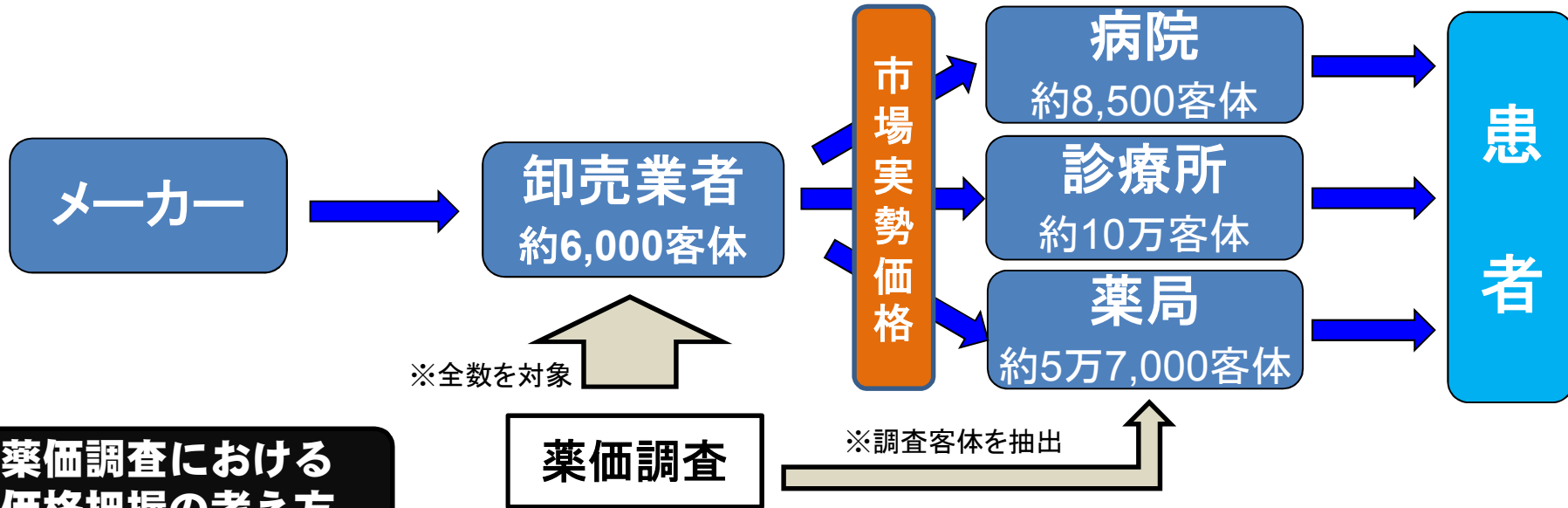
そのため、現在2年に1回行われている薬価調査に加え、その間の年においても、大手事業者等を対象に調査を行い、価格乖離の大きな品目(注)について薬価改定を行う。

(注)具体的内容について、来年中に結論を得る。

今回ご議論いただきたい点

また、薬価調査に関し、調査結果の正確性や調査手法について検証し、それらを踏まえて薬価調査自体の見直しを検討し、来年中に結論を得る。

医療用医薬品の価格データの把握について



薬価調査における価格把握の考え方

◆ 公定価格である償還価格（薬価）は、市場実勢価格により改定

- 市場実勢価格は、卸売販売業者と保険医療機関・保険薬局間の取引価格である。
- 価格交渉により変動する取引価格を正確に把握しているのは、「販売側(卸)」と「購入側(医療機関等)」のみであり、この取引価格が当事者以外に漏れることは他の価格交渉に重大な悪影響を及ぼし、卸売業が成り立たなくなる。

◆ 市場実勢価格の把握方法

- 現行調査は、卸売業者の重要な企業秘密である取引価格を任意の協力により把握している。
参考:薬価調査の回収率72.3%(H27.9)
- 仮に、全保険医療機関等を対象に調査する場合は客体数が膨大となり、非効率。

市場実勢価格の把握については卸売販売業者の取引価格データを主に活用することが最も効率的

薬価調査結果の正確性の担保について

- ◆ 様々な角度からの検証(各種調査)を行い、調査結果の正確性を担保している。
- ◆ 調査結果については、平均乖離率、後発品数量シェア、報告数量が多い薬効分類の平均乖離率、区分ごと(新薬、後発品、その他の品目)の数量割合及び金額割合を公表している。

卸売販売業者の
取引価格データ

検証

○購入側の価格調査

対象：一部の保険医療機関等（購入側調査）

調査：病院1/10、診療所1/100、保険薬局1/30を抽出

○行政職員による実地調査

対象：卸売販売業者（販売側調査）

調査：国・都道府県による訪問調査

○本調査月以外の定期調査

対象：一部の卸売販売業者の任意協力（販売側調査）

調査：6月、7月、10月及び1月（本調査を実施しない年度は9月も調査）

論点

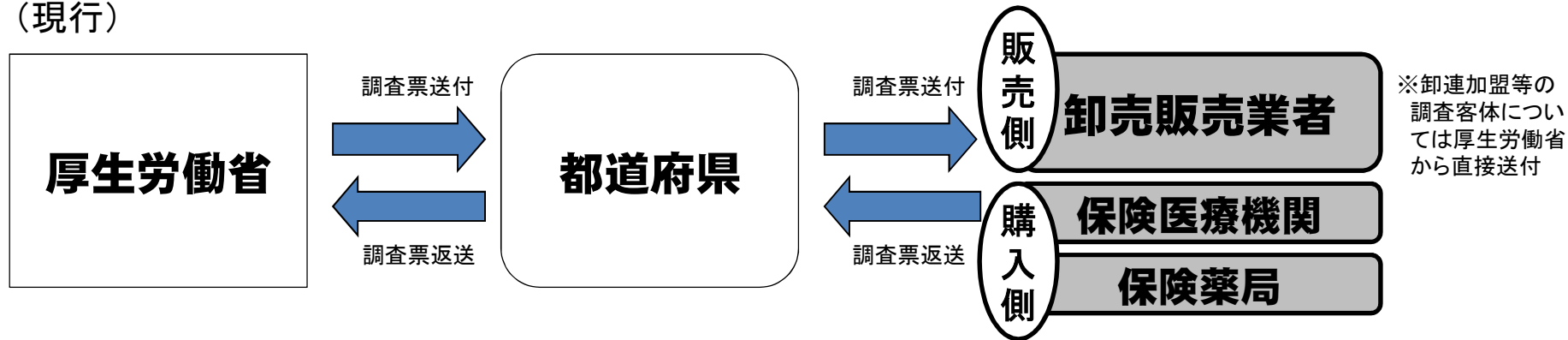
- 調査結果の正確性を担保する観点から、調査データをさらに検証する仕組みとして、どのようなことが考えられるか。
- 調査結果の精度を高めるため、より回収率を上げるための工夫を講じるべきではないか。

薬価調査の調査手法について

- ◆ 薬価制度の抜本改革により、調査回数の増加など関係者の負担増加が見込まれるため、調査の正確性を担保しつつ調査負担の軽減を図る必要がある。

※現行の薬価調査で、卸売販売業者は既に調査に対応した仕組みを構築しているため、調査手法の仕組みそのものの変更は望ましくない。

(現行)



論点

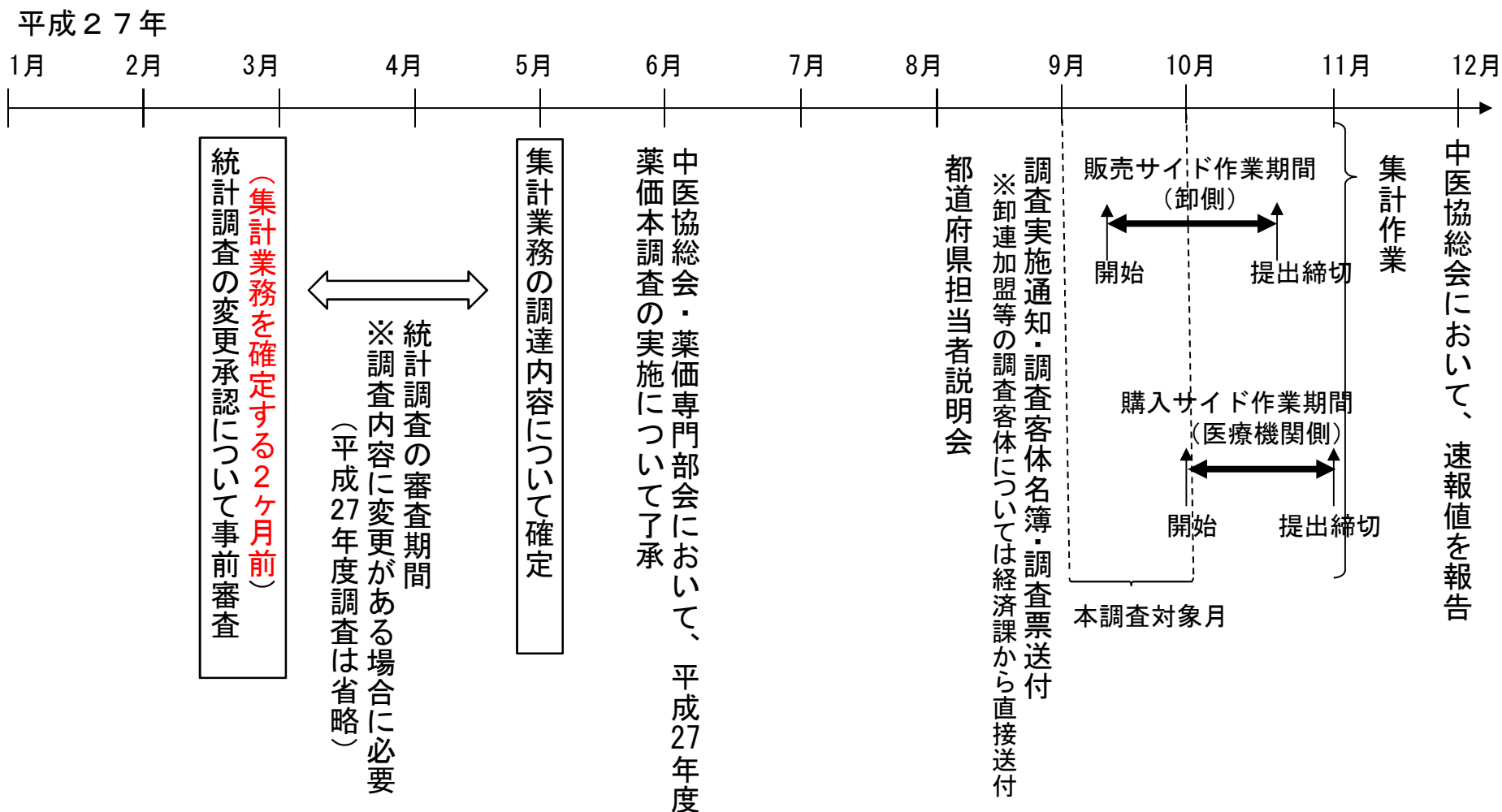
- 調査の効率性の観点から、本調査については、都道府県を経由せず、厚生労働省から直接客体に調査票を配布し、回収を行うこととしてはどうか。

※この際、調査客体を確定するための調査、訪問調査については、これまでどおり許可権者である都道府県に依頼する。

- 調査データを検証する仕組みをどう考えるか。
- 上記について、平成29年度本調査から適用してはどうか。

平成27年度薬価本調査について

(参考)



(注) 医薬品価格調査は、統計法(平成19年法律第53号)第19条第1項に基づき、総務大臣の承認を得る必要がある一般統計調査である。